

維持管理等業務委託契約書(案)

1	業 務 の 名 称	第〇〇-〇工区 宇部市下水道管路施設維持管理等業務委託									
2	実 施 場 所	宇部市一円 (東部処理区、西部処理区、楠処理区、阿知須処理区(宇部市域))									
3	委 託 期 間	着手期日 令和 年(年) 月 日 完了期日 令和 年(年) 月 日									
4	委 託 料 総 額										
	うち消費税及び 地方消費税の額										
5	契 約 保 証 金										
6	前 払 金 の 額										

宇部市下水道管路施設包括的維持管理業務委託(以下「本業務」という。)に関して、発注者 宇部市 と 受注者〇〇〇〇とは、令和 年 月 日付け宇部市下水道管路施設包括的維持管理業務委託に関する基本契約書(以下「基本契約」という。)第8条の定めるところに従い、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする(以下本契約書及び別添の条項を総称して「本契約」という。)。なお、本業務における日常的維持管理業務、計画的維持管理業務、ストックマネジメント実施計画関連業務、統括管理業務及び企画技術提案に基づく任意業務(各業務を総称して「本委託」という。)の各業務委託料の内訳は、【別紙1】のとおりとする。

本契約は、基本契約及び基本契約に基づき締結される発注者と〇〇〇〇の建設企業との間の建設工事請負契約(以下「建設工事請負契約」という。)と不可分一体として本業務に係る特定業務契約を構成するものとする。

本契約締結の証として、この証書を当事者数分作成し、各当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年(年) 月 日

宇部市

発注者

宇 部 市 長 篠 崎 圭 二 ㊟

受注者

〇〇〇〇

代表企業

印

構成員

印

構成員

印

構成員

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、基本契約に基づき、令和6年9月4日付、宇部市下水道管路施設包括的維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要項(案)及びその他の関連資料(要求水準書(案)、提案書評価基準(案)、基本契約書(案)、維持管理等業務委託契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、及びその他の関連資料)など公告時に示した資料(その後の募集期間中に公表されたそれらの修正及び質問に対する回答を含む。)(以下、「実施要領等」という。))並びに受注者が令和 年 月 日付で提出した本業務に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として受注者が本契約締結日までに発注者に提出したその他一切の文書(以下、「本件提案」という。))に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

なお、基本契約、本契約、実施要領等、本件提案に間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本契約、実施要領等、本件提案の順にその解釈が優先するものとするが、本件提案が実施要領等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、本件提案が実施要領等に優先するものとする。

- 2 受注者は、実施要領等及び本件提案に基づき【別紙2】業務内容等示された本委託を頭書の委託期間内に完了し、契約の目的物(以下「成果品」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を、基本契約の定めるところに従って利用し、秘密保持するものとする。なお、秘密保持義務は、終了事由の如何を問わず、本契約終了後もなお効力を有するものとする。
- 4 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、実施要領等及び本件提案に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書及び実施要領等及び本件提案における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。
- 10 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(実施予定工程表)

第3条 受注者は、本契約を締結した日から14日(休日等を含む。)以内に要求水準書の定めに従い、実施予定工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果品(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、本委託及び本委託の各業務全部を一括して、又は本委託における各業務の主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本委託の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 受注者は、本委託の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者から当該第三者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求められたときは、これを書面により発注者に通知しなければならない。

(再委託人等の選定)

第5条の2 受注者は、再委託又は下請負に係る契約を締結する場合には、当該再委託又は下請負に係る契約の相手方を宇部市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、実施要領等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第6条の2 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果品によって表現される構造物若しくは成果品を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督職員)

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、実施要領等及び本件提案に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) 本契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(3) 業務の進捗の確認、実施要領等、本件提案及び【別紙2】業務内容等の記載内容と履行内容との照合

3 発注者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める指示等は、実施要領等及び本件提案に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(統括責任者)

第8条 受注者は、本委託を統括して管理を行う統括責任者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。統括責任者を変更したときも同様とする。

2 統括責任者は、本契約の履行に関し、本委託の管理及び統轄を行うほか、委託料の額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者)

第9条 受注者は、本委託のうちストックマネジメント実施計画関連業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、本契約の履行に関し、本委託のうちストックマネジメント実施計画関連業務の管理及び統轄を行う。

(照査技術者)

第10条 受注者は、実施要領等及び本件提案に定める場合には、本委託のうちストックマネジメント実施計画関連業務における成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(主任技術者等)

第11条 受注者は、本委託のうち計画的維持管理業務及び日常的維持管理業務の主任技術者等を定めたときは、その氏名を書面により発注者に通知しなければならない。主任技術者等を変更したときも同様とする。

2 主任技術者等は、本契約の履行に関し、本委託のうち計画的維持管理業務の管理及び統括を行う。

3 主任技術者等は、本契約の履行に関し、本委託のうち日常的維持管理業務の管理及び統括を行う。

4 主任技術者等は、計画的維持管理業務と日常的維持管理業務の主任技術者を兼ねることができる。

(地元関係者との交渉等)

第12条 地元関係者との交渉等は、実施要領等に定める場合を除き、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 発注者及び受注者は、第三者が所有する土地に立ち入ろうとする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(統括責任者等に対する措置請求)

第14条 発注者は、統括責任者、管理技術者、照査技術者、主任技術者等又は受注者の使用人若しくは第5条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、実施要領等及び本件提案に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、実施要領等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、実施要領等及び本件提案に定めるところにより、業務の完了、実施要領等及び本件提案の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(実施要領等及び本件提案と本委託内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、本委託の内容が実施要領等、本件提案及び【別紙2】業務内容等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者又は監督職員がその修補を請求し

たときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(実施要領等及び本件提案の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、実施要領等、本件提案及び【別紙2】業務内容等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(増加費用等及び条件変更等)

第19条 本委託の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が発注者の責めに帰すべき事由による場合(実施要領等及び本委託の対象となる施設について発注者が提供した資料と本業務の対象となる施設の現況との間に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受注者が立証した場合であって、当該齟齬により本委託に要する費用が増加した場合を含む。)、当該増加費用は発注者が負担する。ただし、増加費用の発生の防止について、受注者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

- 2 本契約の締結後に、不可抗力により受注者に増加費用若しくは損害が生じた場合であって、第27条の規定に基づき発注者が当該増加費用及び損害を負担する場合には、当該負担について前項の規定を適用する。
- 3 本契約の締結後に、受注者の責めに帰すべき事由により受注者に増加費用若しくは損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は受注者が負担する。
- 4 第1項ないし第4項に定める場合以外の場合であって、やむを得ない理由により工事に関連して受注者に増加費用若しくは損害が生じた場合(別途の業務が必要となった場合を含む。)、発注者は、受注者と協議の上、業務の見直し並びに受注者の増加費用及び損害の負担について決定し、当該決定に従って本契約を変更するものとし、受注者はこれに異議を述べない。
- 5 理由のいかんを問わず、本契約に定める委託料を下回る場合には、発注者は、受注者と協議の上、当該差額相当額をもって行う業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って本契約を変更するものとし、受注者はこれに異議を述べない。

第19条の2 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 実施要領等及び【別紙2】業務内容等に誤びゅう又は脱漏があること。
- (2) 実施要領等及び【別紙2】業務内容等の表示が明確でないこと。
- (3) 履行上の制約等実施要領等及び【別紙2】業務内容等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- (4) 実施要領等及び【別紙2】業務内容等で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、

当該指示を含む。)をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、実施要領等及び【別紙2】業務内容等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により実施要領等及び【別紙2】業務内容等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が本委託を行うことができないと認められるときは、発注者は、本委託の中止内容を直ちに受注者に通知して、本委託の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、本委託の中止内容を受注者に通知して、本委託の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料の額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第21条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により委託期間内に本委託を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に委託期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、委託期間を延長しなければならない。発注者は、その委託期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料の額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

第22条 委託期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託期間の変更事由が生じた日(第22条の場合にあつては発注者が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が委託期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(適正な委託期間の設定)

第22条の2 発注者は、委託期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(委託料の額の変更方法等)

第23条 委託料の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、委託料の額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 本契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第24条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第25条 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第27条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(実施要領等及び本件提案に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第26条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(実施要領等及び本件提案に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(実施要領等及び本件提案に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本委託を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第27条 成果品の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される本委託の出来形部分(以下「本委託の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちに

その状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び実施要領等及び本件提案に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(立会いその他受注者の本委託に関する記録等により確認することができる本委託の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち委託料の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 本委託の出来形部分に関する損害

損害を受けた本委託の出来形部分に相当する委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果品に対する償却費相当額を差し引いた額(以下この号において「償却費に係る損害額」という。)とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託料の額の100分の1を超える額」とあるのは「委託料の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

(委託料の額の変更に代える実施要領等及び本件提案の変更)

第28条 発注者は、第6条、第17条から第21条まで、第24条、第25条、前条、第33条又は第37条の規定により委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて実施要領等及び本件提案を変更することができる。この場合において、実施要領等及び本件提案の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務の完了検査及び引渡し)

第29条 受注者は、各業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、実施要領等及び本件提案に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の検査(以下「完了検査」という。)によって業務の完了を確認した後、受注者が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受け、受注者に対し、引取証を交付しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果品の引渡しを委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、各業務が完了検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて適用する。

(委託料の支払－統括管理業務及び日常的維持管理業務)

第30条 本委託のうち統括管理業務及び日常的維持管理業務に係る委託料については、【別紙2】1、4に定めるところに従い、当該業務完了後に以下の規定に従って支払うものとする。

- 2 受注者は、本契約に基づき行った統括管理業務及び日常的維持管理業務について、年間業務報告書をもって発注者に検査を請求するものとし、発注者は、当該請求を受けてから10日以内に報告内容を確認する。
- 3 受注者は、前項に基づく報告内容を確認した日以降(ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする)に、統括管理業務の支払いを翌月14日までに発注者に請求する。
- 4 発注者は、前項に基づく適法な請求を受けてから30日以内(ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする)に、委託料を支払うものとする。

(委託料の支払－計画的維持管理業務)

第31条 計画的維持管理業務に係る委託料については、【別紙2】2に定めるところに従い、業務の実績に応じて半期ごとに支払うものとする。

- 2 受注者は、半期に行った計画的維持管理業務について、対象期間に係る月間業務報告書(第四四半期については年間業務報告書)をもって発注者に検査を請求するものとし、発注者は、当該請求を受けてから10日以内に当該業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 受注者は前項に基づく検査に合格した日以降(ただし、最終日が銀行営業日(銀行が営業することを義務付けられている日をいう。以下同様)でない場合、直前の銀行営業日までとする)に、対象期間にかかる業務の出来形に応じて、発注者の承諾を得た各業務の単価に基づき算定した金額を、半期の委託料として翌月14日までに発注者に請求する。
- 4 発注者は、前項に基づく適法な請求を受けてから30日以内(ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする)に、委託料を支払うものとする。

(委託料の支払－ストックマネジメント実施計画関連業務)

第32条 スtockマネジメント実施計画関連業務に係る委託料については、【別紙2】3に定めるところに従い、当該業務完了後に以下の規定に従って支払うものとする。

- 2 受注者は、本契約に基づき当該年度で予定するストックマネジメント実施計画関連業務を完了したときは、検査願届を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査願届を受理したときは、10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を実施し、検査の完了(合格)によって受注者が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。
- 4 受注者は検査に合格したときは、【別紙2】3に示す金額の支払いを翌月14日までに発注者に請求する。
- 5 発注者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから30日以内(ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする)に、委託料を支払うものとする。

6 受注者は、前項に定める委託料については、前払い及び部分払いを請求することができる。

(引渡し前における成果品の使用)

第33条 発注者は、第29条第3項若しくは第4項の規定による引渡しを受ける前においても、成果品の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と頭書の完了期日を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「前払金保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払を請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、本委託のうちストックマネジメント実施計画関連業務の一部とし、【別紙1】に記載された前払金の額以内とする。

2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。

3 委託料の額が著しく減額された場合において、支払済みの前払金の額が減額後の委託料の額の2分の1を超えときは、発注者は、期限を定めて、受注者から当該前払金の額から当該委託料の額の2分の1に相当する額を差し引いて得た金額(以下この条において「超過額」という。)を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。

4 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.6パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。)を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。

(前払金保証契約の変更)

第35条 受注者は、委託料の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その変更に係る保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前払金の額の変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用の制限等)

第36条 受注者は、前払金を本委託のうちストックマネジメント実施計画関連業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

2 発注者は、受注者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払に充てたときは、期限を定めて、受注者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。

3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年2.6パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第37条 受注者は、発注者が第34条又は前条において準用する第30条から第32条までの規定に基づく支払を遅延し、かつ、受注者が相当の期間を定めてしたその支払の請求にもかかわらず支払をしないときは、本委託の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間若しくは委託料の額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(部分払)

第38条 受注者は、本委託のうちストックマネジメント実施計画関連業務において、業務の完了前に、当該業務の既履行部分に対応する委託料の合計額の10分の9以内の額について、それぞれ次項から第7項までに定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、ストックマネジメント実施計画関連業務に係る部分払いの請求は、令和 年度中 回をこえることができない。

2 受注者は、部分払いを請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、当該業務の既履行部分の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができるものとする。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払いを請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の既履行部分に対応する委託料は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払の額 $\leq$ 第1項の既履行部分に対応する委託料 $\times$ (9/10－前払金額/【別紙2】3記載の業務の委託料、ただし、ストックマネジメントに基づくデータ整理の委託料を除く)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合において、第1項及び前項中「既履行部分に対応する委託料」とあるのは「既履行部分に対応する委託料から既に部分払いの対象となった委託料を控除した額」と読み替えるものとする。

(契約不適合責任)

第39条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを発見したときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第40条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第42条又は第43条の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本委託の着手期日を過ぎても当該業務に着手しないとき。
- (3) 委託期間内に本委託が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本委託を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 統括責任者、照査技術者、管理技術者、主任技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) 本契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が本契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 本契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第45条又は第46条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)

が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第43条 発注者は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。)を提起しなかったとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 受注者が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。
- (4) 受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 第41条、第42条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定により実施要領等、本件提案及び【別紙2】業務内容等を変更したため委託料の額が2分の1以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による業務の中止期間が委託期間の2分の1(委託期間の2分の1が6月を超えるときは、

6月)を超えたとき。ただし、当該中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本委託が完了した後6月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第48条 本契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、本契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相当する委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第49条 受注者は、本契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、解除が第41条、第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときにあっては当該前払金の額に、前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、年2.6パーセントの割合を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第40条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額におよ余剰があるときは、受注者は、解除が第40条、第41条、第42条又は次条第3項の規定によるときにあっては、当該余剰金の額に、前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年2.6パーセントの割合を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第40条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、本契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、本契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有し、又は管理する本委託の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件(第5条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 本委託の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第41条、第42条、第43条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第40条、第45

条又は第46条によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する本委託の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第41条、第42条、第43条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第40条、第45条又は第46条によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 本委託の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 本契約の成果品に契約不適合があるとき。
 - (3) 第41条の規定により、成果品の引渡し後に本契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
- (1) 第41条、第42条若しくは第43条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について民事再生法(平成11年法律第225号)第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、完了期日の翌日から業務を完了する日までの期間の日数に応じ、委託料の額(第37条の規定による部分引渡しがあるときは、当該部分引渡しに係る委託料の額を控除した額)に年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(不正行為に伴う損害の賠償)

第51条 受注者は、本契約に関して、第43条各号のいずれかに該当するときは、委託料の額の10分の2に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第43条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。

2 発注者は、前項の契約に係る損害の額が同項の委託料の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、受注者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、第29条第3項又は第4項(第43条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により成果品の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第46条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第30条第4項、第31条第4項及び第32条第5項の規定による委託料の全部又は一部の支払が遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から委託料の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該委託料の全部又は一部の額に年2.6パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第53条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第29条第3項又は第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適

合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果品の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果品の契約不適合が実施要領等及び本件提案の記載内容、発注者若しくは監督職員の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第54条 受注者は、実施要領等及び本件提案に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(紛争の解決)

第55条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、統括責任者、管理技術者、照査技術者、主任技術者等の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約の費用)

第56条 この契約書に特別の定めがあるもののほか、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(契約外の事項)

第57条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(現場調査を含まない業務についての特例)

第58条 現場調査を含まない業務については、第19条第1項、第24条、第26条第3項、第27条及び第49条第4項から第6項までの規定は、適用しない。

【別紙1】業務委託料の内訳

日常的維持管理業務	委託料の額											
	うち消費税及び地方消費税の額											
	前払金の額											
計画的維持管理業務	委託料の額											
	うち消費税及び地方消費税の額											
	前払金の額											
関連業務 ストックマネジメント実施計画	委託料の額											
	うち消費税及び地方消費税の額											
	前払金の額											
統括管理業務	委託料の額											
	うち消費税及び地方消費税の額											
	前払金の額											

・企画技術提案に基づく任意業務に係る費用は受注者の負担とする

【別紙2】業務内容等

1 日常的維持管理業務

1.1 各業務の委託料

(1)日常巡視工	:金	円
(2)緊急時対応	:金	円
(3)修繕工	:金	円
(4)管路定期清掃	:金	円
(5)除草・剪定工	:金	円
(6)水路清掃工	:金	円
(7)水路スクリーン保守点検	:金	円

1.2 実施箇所及び数量

(1) 日常巡視工

日常巡視工の実施箇所及び数量の予定は下表に示すとおりである
(詳細は別添図面のとおり)。

実施箇所	数量

(2) 緊急時対応

緊急時対応の予定数量は下表に示すとおりである。

業務	予定数量
管路清掃	
陥没	

(3) 修繕工

修繕工の予定数量は下表に示すとおりである

業務	予定数量
修繕工	

(4) 管路定期清掃

管路定期清掃の数量は下表に示すとおりである(詳細は別添図面のとおり)。

業務	数量	業務内容

(5) 除草・剪定工

除草・剪定工の数量は下表に示すとおりである(詳細は別添図面のとおり)。

業務	数量	業務内容
除草工		
剪定工		

(6) 水路清掃工

水路清掃工の数量は下表に示すとおりである(詳細は別添図面のとおり)。

業務	数量	業務内容

(7) 水路スクリーン保守点検

水路スクリーン保守点検の数量は下表に示すとおりである(詳細は別添図面のとおり)。

業務	数量

1.3 支払い額の算出方法

(1) 日常巡視工

日常巡視工に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 日常巡視工の総額

(2) 緊急時対応

緊急時対応に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 【管路清掃合意価格】(円) × 当該年度における実績箇所数
+ 【陥没合意価格】(円) × 当該年度における実績箇所数

(3) 修繕工

修繕工に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 【合意価格】(円) × 当該年度における実績箇所数

(4) 管路定期清掃

管路定期清掃に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 【合意価格】(円) × 当該年度における実績回数

(5) 除草・剪定工

除草・剪定工に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 【除草工の合意価格】(円) × 当該年度における実績面積(m²)
+ 【剪定工の合意価格】(円) × 当該年度における実績回数

(6) 水路清掃工

水路清掃工に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 【合意価格】(円) × 当該年度における実績箇所数

(7) 水路スクリーン保守点検

水路スクリーン保守点検に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 【合意価格】(円) × 当該年度における実績回数

2 計画的維持管理業務

2.1 各業務の委託料

- (1) 巡視・点検工 : 金 円
 (2) TVカメラ調査調査工 : 金 円
 (3) 目視調査工 : 金 円
 (4) 浸入水点検・調査工 : 金 円
 ※(4) 浸入水点検・調査工は、令和 年度

2.2 実施箇所及び数量

(1) 巡視工

巡視工の実施箇所及び数量の予定は下表に示すとおりである(詳細は別添図面のとおり)。

実施箇所	実施時期
合計	-

(2) 点検工

点検工の予定数量は下表に示すとおりである。(詳細は別添図面のとおり)。

実施箇所	実施時期
本管	
マンホール	

(3) TVカメラ調査工

TVカメラ調査工の実施箇所及び数量の予定は下表に示すとおりである。

(詳細は別添図面のとおり)。

処理分区・排水分区	数量	
	スパン数	延長
合計		

(4) 目視調査工

目視調査工の実施箇所及び数量の予定は下表に示すとおりである。

(詳細は別添図面のとおり)。

処理分区・排水分区	数量	
	スパン数	延長
合計		

(5) 浸入水点検・調査工

浸入水点検・調査工の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期

2.3 支払い額の算出方法

(1) 巡視工

巡視工に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 巡視工の委託料総額

(2) 点検工

半期の点検工に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 【管路点検の合意価格】(円) × 半期における実績延長(m)
+ 【マンホール点検の合意価格】(円) × 半期における実績箇所数

(3) TVカメラ調査工

半期のTVカメラ調査工に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 【合意価格】(円) × 半期における実績延長(m)

(4) 目視調査工

半期の目視調査工に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 【合意価格】(円) × 半期における実績延長(m)

(5) 浸入水点検・調査工

浸入水点検・調査工に係る委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = 浸入水点検・調査工の総額

3 スtockマネジメント実施計画関連業務

3.1 各業務の委託料

- (1) スtockマネジメント基本計画見直し業務 : 金 〇〇〇〇円
- (2) スtockマネジメント修繕・改築計画策定業務 : 金 〇〇〇〇円
- (3) スtockマネジメントに基づくデータ整理 : 金 〇〇〇〇円
- (4) 管路改築実施設計業務 : 金 〇〇〇〇円

※前払金の対象は、(1)、(2)、(4)

3.2 実施内容

Stockマネジメント実施計画関連業務の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりで

ある。

(1) スtockマネジメント基本計画見直し業務

実施内容	実施時期
要求水準書第3章5節1に記載の業務	令和10年度に実施

(2) スtockマネジメント修繕・改築計画策定業務

実施内容	実施時期
要求水準書第3章5節2に記載の業務	令和○年度を通して実施

(3) スtockマネジメントに基づくデータ整備

実施内容	実施時期
要求水準書第3章5節3に記載の業務	令和○年度を通して実施

(4) 管路改築実施設計業務

実施内容	実施時期
要求水準書第3章5節4に記載の業務	令和○年度を通して実施

4 統括管理業務

4.1 委託料

統括管理業務 : 金 ○○○○ 円